

○厚生労働省告示第二百五十四号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月六日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表百七の項中「T七三二二」を「C一〇一〇―一」に、「器具機材」を「器具機材等」に改め、同表百八の項中「T七三二四」を「C一〇一〇―一」に、「器具機材」を「器具機材等」に改め、同表百九の項中「T七三二三」を「C一〇一〇―一」に改め、同表百十の項中「T七三二八」を「C一〇一〇―一」に改める。